

公益財団法人日本フィランソロピック財団 倫理に関する規程

前文 使命及び社会的責任

公益財団法人日本フィランソロピック財団（以下、「当法人」という）は、その設立目的に従い、広く公益実現に貢献すべき重要な責務を負っていることを認識し、社会の期待に相応しい事業を運営しなければならない。

（目的）

第1条 この規程は、当法人の組織運営、諸事業の運営等に関わる全ての関係者が遵守すべき規範を定めることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この規程は、次に掲げる者（以下、合わせて「役職員等」という。）に適用する。

- （1）当法人の役員等（定款第27条に規定する理事及び監事、並びに定款第13条に規定する評議員をいう。）
- （2）当法人の職員等（定款第55条に規定する事務局職員をいう。）
- （3）顧問（定款36条に規定する顧問をいう。）
- （4）委員会委員等（定款54条に規定する委員をいう。）

（基本的責務）

第3条 役職員等は、常に公正かつ誠実に事業を運営し、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

（基本的人権の尊重）

第4条 当財団は、すべての人の基本的人権を尊重し、差別や個人の尊厳を傷つける行為はしてはならない。

（法令等の遵守）

第5条 当法人は関連法令及び当法人の定款、倫理規程その他の規程・内規を厳格に遵守し、社会的規範にそむくことなく、適正に事業を運営しなければならない。

- 2 当法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない
- 3 役職員等は、不正若しくは不適切な行為又はそのおそれがある行為を認めた場合には、躊躇することなく代表理事および事務局長へ通報・相談しなければならない。

(私的利益の禁止)

第6条 役職員等は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務上の権限や地位を私的な利益を図るために利用することがあってはならない。また、役職員等は、利害関係人等から、社会常識を超える接待を受け、または金銭・物品を受け取ってはならない。

(利益相反の防止及び開示)

第7条 役職員等は、その職務の執行に際し、当法人と利益が相反する可能性がある場合は、直ちにその事実を当法人に対し開示し、その他当法人が合理的に要請する手続に従わなければならない。

2 当法人は、利益相反に該当する事項について、定期的に役職員等の自己申告を実施した上で、内容確認を行い、迅速な発見及び是正を図るものとする。

(情報開示及び説明責任)

第8条 当法人は、その事業活動に関する透明性を図るため、活動状況、運営内容、税務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信用の向上に努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 役職員等は、当法人の業務の執行上知り得た機密情報及び個人情報等を漏洩し、又は、自己のために利用してはならない。

2 前項の義務は退任後も同様とする。

(規程遵守の監視)

第10条 当法人は、必要があるときは、理事会の決定に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監視し、その実効性を確保する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、代表理事が起案し、理事会の議決を経て行う。

付則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は理事会が別に定める。
- 2 この規程は、2020年4月27日から施行する。
- 3 この規程は、2021年4月7日から施行する。